

令和7年度 八潮市事業者用太陽光発電システム等 設置費補助金のご案内

八潮市では、再生可能エネルギーの利用促進を図り、地球温暖化対策を推進するため、対象設備の設置に対し、補助金を交付します。

◆申請期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月23日（月）まで

※ 申し込み先着順。予算額（住宅用、事業者用合わせて570万円）に達し次第終了します。

※ 設置工事完了後の申請です。

◆申請方法

環境リサイクル課（本庁舎3階）**窓口へ直接提出**してください。

※ 業者の方が提出する場合は、委任状をご提出ください。



◆補助金の額 ※併用可能

太陽光発電システム（3.5kW以上）	15万円
蓄電池システム（4.0kWh以上）	5万円

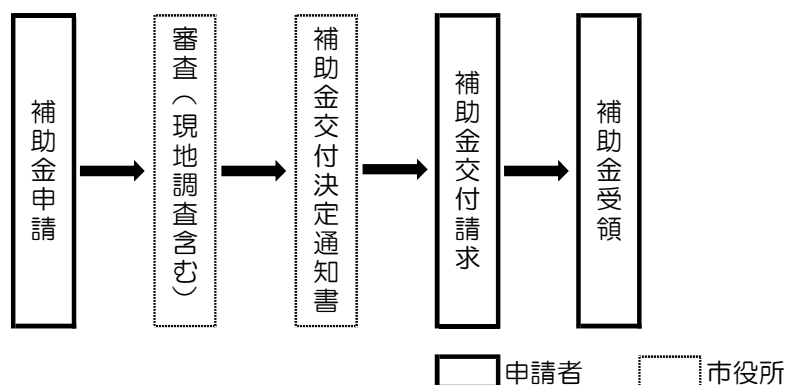
◆補助対象者（次の条件をすべて満たす方が対象）

- ① 太陽光発電システムを設置した場合にあっては、**令和6年4月1日から令和8年3月20日までに電気事業者と特定契約を締結**していること
- ② 蓄電池システムにおいては、**令和6年4月1日から令和8年3月20日までに購入かつ設置**していること
- ③ 市内に本店登記を有する者又は市内に住所を有し、かつ、事業所を有する者
- ④ 自ら補助対象設備を購入し、建築物及びその敷地に太陽光発電システム等を設置する者
- ⑤ 市税を滞納していない者
- ⑥ 補助対象設備を設置する建築物及びその敷地に法令違反がないこと
- ⑦ この要綱による補助金の交付を**同一の対象設備において受けたことがないこと**

◆申請時に必要な添付書類

- ① 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ② 補助対象設備の設置場所の案内図（地図等）
- ③ 補助対象設備の設置工事請負契約書の写し
- ④ 補助対象設備の設置に係る図面（太陽光については、太陽電池モジュールの配列を示す図面）
- ⑤ 補助対象設備の仕様・規格等が判別できる書類（仕様書・カタログ等）
- ⑥ 補助対象設備の設置工事に要した費用の領収書及び明細書（参考様式 1 でも可）の写し
- ⑦ 補助対象設備の設置完了後の現況写真
- ⑧ 太陽光発電システムを設置した場合にあっては、電気事業者と特定契約を締結したことを証明する書類
- ⑨ 市税（国民健康保険税を含む。）の完納証明書（発行後 1 箇月以内のもの）
- ⑩ 法人登記事項証明書若しくは法人営業届出済証明書（発行後 3 箇月以内のもの）又は、個人事業の開業・廃業届出書（控用）（税務署受付印が押印されているものに限る。）の写し
- ⑪ 補助対象設備が未使用品であることを証明できる書類（保証書の写しまたは参考様式 2、太陽電池モジュールの製造番号及び出力対比表は不可）
- ⑫ その他市長が必要と認める書類

◆手続きの流れ



※必要に応じて、発電量・買電量の報告を求めることがありますので、ご協力をお願いします。

詳しくは、市ホームページ及び要綱をご覧ください

申請書の提出・問い合わせ先

八潮市 生活安全部 環境リサイクル課
電話 048-996-2111（内線 338）

